



平成 26 年 2 月 25 日

各 位

株 式 会 社 フ ィ ス コ
代 表 取 締 役 社 長 狩 野 仁 志
(JASDAQ・コード 3807)
問い合わせ先：
取 締 役 管 理 部 長 松 崎 祐 之
電 話 番 号 03(5774)2440 (代表)

(追加・訂正) 「株式報酬型ストック・オプション（新株予約権）の付与に関するお知らせ」の一部訂正に関するお知らせ

当社の平成 26 年 2 月 14 日付「株式報酬型ストック・オプション（新株予約権）の付与に関するお知らせ」に関し、一部追加及び修正した箇所がございましたので、下記のとおりお知らせいたします。なお、変更箇所につきましては、「新株予約権の取得条項」に下線を付して追加・訂正いたしました。

記

I. 追加箇所

以下の下線の項目を追加しております。

2. 新株予約権の発行要領

(8) 新株予約権の取得条項

ア. 当社が消滅会社となる合併契約承認の議案又は当社が完全子会社となる株式交換契約もしくは株式移転計画承認の議案につき、当社株主総会で承認されたとき（株主総会決議が必要の場合は当社の取締役会決議がなされたとき）は、当社取締役会が別途定める日に、当社は、新株予約権を無償で取得することができる。

イ. 新株予約権の割当日以降、東京証券取引所における当社普通株式の普通取引終値が一度でも権利行使価額の 50%（1 円未満の端数は切り下げ）以下となった場合には、当社は、当該新株予約権を無償で取得することができるものとする。その他、必要な事項は当社取締役会において定めるものとする。

II. 修正箇所

以下の下線の項目を削除しております。なお、当該部分の削除に伴い、付番の修正をしております。

2. 新株予約権の発行要領

(1) 新株予約権の名称

株式会社フィスコ平成 26 年新株予約権

(4) 新株予約権の割当日

当社取締役会に委任するものとする。

(ご参考) 上記修正後の新株予約権発行の内容

3. 新株予約権発行の内容

① 新株予約権の総数並びに目的である株式の種類及び数

ア. 新株予約権の総数

1,000 個を上限とし、このうち、当社取締役に割り当てる新株予約権の数の上限は 700 個（うち社外取締役分は 100 個）とする。

イ. 新株予約権の目的である株式の種類及び数

当社普通株式 100,000 株を上限とし、このうち 70,000 株（うち社外取締役分は 10,000 株）を、当社取締役に割り当てる新株予約権を行使することにより交付を受けることができる株式数の上限とする。

なお、各新株予約権 1 個当たりの目的である株式の数（以下「付与株式数」という）は当社普通株式 100 株とする。

また、当社が、本総会の決議の日（以下「決議日」という）後、当社普通株式につき株式分割又は株式併合を行う場合、次の算式により付与株式数を調整するものとする。

$$\text{調整後付与株式数} = \text{調整前株式数} \times \text{株式分割・株式併合の比率}$$

さらに、上記のほか、決議日後、株式数の調整を必要とするやむを得ない事由が生じたときは、合理的な範囲で当社は必要と認める株式数の調整を行うことができる。

上記の調整は、新株予約権のうち、当該時点で行使されていない新株予約権に係る付与株式数についてのみ行われ、調整の結果生じる 1 株未満の端数については、これを切り捨てるものとする。

② 新株予約権と引き換えに払い込む金額

新株予約権と引き換えに金銭の払込みを要しないこととする。

③ 新株予約権の行使に際して出資される財産の価額

各新株予約権の行使に際して出資される財産の価額は、当該新株予約権の行使により交付を受けることのできる株式 1 株当たりの払込金額（以下「行使価額」という）に当該新株予約権に係る付与株式数を乗じた金額とする。行使価額は、取締役会の定めるところにより新株予約権を割り当てる日（以下「割当日」という）の属する月の前月の各日（取引が成立しない日を除く）の東京証券取引所における当社普通株式の普通取引の終値（以下「終値」という）の平均値と割当日の終値（当日に終値がない場合は、それに先立つ直近日の終値）のいずれか高い金額に 1.05 を乗じた金額とし、1 円未満の端数は切り上げる。

なお、割当日後、当社が当社普通株式につき株式分割又は株式併合を行う場合には、次の算式により行使価額を調整し、調整の結果生じる 1 円未満の端数は切り上げる。

$$\text{調整後行使価額} = \text{調整前行使価額} \times \frac{1}{\text{株式分割・株式併合の比率}}$$

上記のほか、割当日後に、当社が他社と合併する場合、会社分割を行う場合、資本金の減少を行う場合、その他これらの場合に準じ、行使価額の調整を必要とするやむを得ない事由が生じたときは、当社は、合理的な範囲で行使価額の調整を行うことができる。

④ 新株予約権の行使期間

新株予約権の募集事項を決定する取締役会決議の日後 2 年を経過した日から、当該取締役会決議の日後 5 年を経過する日まで。

⑤ 新株予約権の行使の条件

新株予約権行使時において当社又は当社子会社の役職員の地位にあることを要する。た

だし、任期満了又は定年退職による場合及び当社取締役会が特例として認めた場合を除く。

⑥ 新株予約権の取得条項

ア. 当社が消滅会社となる合併契約承認の議案又は当社が完全子会社となる株式交換契約もしくは株式移転計画承認の議案につき、当社株主総会で承認されたとき（株主総会決議が不要の場合は当社の取締役会決議がなされたとき）は、当社取締役会が別途定める日に、当社は、新株予約権を無償で取得することができる。

イ. 新株予約権の割当日以降、東京証券取引所における当社普通株式の普通取引終値が一度でも権利行使価額の 50%（1円未満の端数は切り下げ）以下となった場合には、当社は、当該新株予約権を無償で取得することができるものとする。その他、必要な事項は当社取締役会において定めるものとする。

⑦ 新株予約権の譲渡制限

譲渡による新株予約権の取得については、取締役会の承認を要するものとする。

⑧ 新株予約権の行使により株式を発行する場合における増加する資本金及び資本準備金に関する事項

新株予約権の行使により株式を発行する場合において増加する資本金の額は、会社計算規則第 17 条第 1 項に従い算出される資本金等増加限度額の 2 分の 1 の金額とし、計算の結果 1 円未満の端数が生じたときは、その端数を切り上げる。また、新株予約権の行使により株式を発行する場合において増加する資本準備金の額は、上記の資本金等増加限度額から上記の増加する資本金の額を減じた額とする。

⑨ 端数がある場合の取扱い

新株予約権を行使した新株予約権者に交付する株式の数に 1 株に満たない端数がある場合には、これを切り捨てるものとする。

⑩ その他

その他の新株予約権の募集事項については、別途開催される当社取締役会の決議において定める。

以上